

「新さっぽろアークシティ デュオ」における 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出についてのお知らせ

このたび株式会社札幌副都心開発公社(建物設置者)は、大規模小売店舗立地法第6条2項に基づく変更の届出を令和2年12月11日に札幌市に対して申請いたしました。

つきましては、同法施行規則第11条2項に基づき、当該届出等の要旨について掲示いたします。

1. 届出者〔大規模小売店舗を設置する者〕

〔名称〕株式会社札幌副都心開発公社

〔所在地〕札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号

〔代表者〕代表取締役 中塚 宏隆

2. 掲示期間

令和3年(2021年)1月20日～令和3年(2021年)4月22日

3. 札幌市への大規模小売店舗立地法変更届出年月日

令和2年(2020年)12月11日

4. 変更しようとする事項

大規模小売店舗立地法の開閉店時刻の変更

〔変更前〕午前7時30分～午後10時30分

〔変更後〕午前7時00分～午後11時00分

5. 変更しようとする年月日

令和2年(2020年)12月15日

6. 施設の概要

【店舗面積】15,232㎡

【大規模小売店舗の名称及び所在地】

〔名称〕新さっぽろアークシティ デュオ

〔所在地〕札幌市厚別区厚別中央2条5丁目6番2号

7. 備考

札幌市役所本庁舎2階市刊行物コーナーにおいて、届出書類等を縦覧しております。

縦覧期間は令和2年(2020年)12月22日～令和3年(2021年)4月22日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)、午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く。)

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告(大規模小売店舗立地法変更届出)の日から4カ月以内(令和3年(2021年)4月22日迄)に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

《この件に関するお問い合わせ》

株式会社札幌副都心開発公社 SC事業部 販売促進課 担当：下保

電話番号：011-890-2430(土日祝日を除く 10:00～17:30)